

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年12月22日

横浜市契約事務受任者
選挙管理委員会事務局長 小磯 行生

1 契約の概要

- (1) 衆議院選挙用氏名掲示(小選挙区)の印刷
- (2) 飛沫防止用パーテーションの購入
- (3) 投票用鉛筆の購入

2 履行(納品)場所

- (1) 市選挙管理委員会事務局選挙課及び18区選挙管理委員会
- (2) 18区選挙管理委員会
- (3) 18区選挙管理委員会

3 契約日

- (1) 令和3年10月14日
- (2) 令和3年10月6日
- (3) 令和3年10月6日

4 履行日又は履行期間

- (1) 令和3年10月26日
- (2) 令和3年10月25日
- (3) 令和3年10月19日

5 契約金額

- (1) 322,707円
- (2) 3,978,315円
- (3) 3,882,868円

6 契約の相手方(名称及び所在)

- (1) 株式会社中島印刷所
横浜市南区二葉町4丁目39番地
- (2) 株式会社オフィスポート
横浜市港北区新横浜3丁目3番地15号

(3) 株式会社染谷商店

横浜市神奈川区片倉4丁目4番1号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

選挙期日については、報道等により11月7日、公示日10月26日と想定して準備をしていたが、想定より前倒しになったため、通常の契約手続きを行う暇がなく、至急契約締結をしなければ選挙事務の遂行に支障をきたし、有権者にとって償うことのできない損害が生じると考えられるため、

8 契約の相手方の選定理由

(1) 株式会社中島印刷所

直近の横浜市議会議員磯子区選挙区補欠選挙時及び横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙時において当該物品印刷納入業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能と判断したため。

(2) 株式会社オフィスポート

直近の横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙時において当該物品納入業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能と判断したため。

(3) 株式会社染谷商店

直近の横浜市議会議員金沢区選挙区補欠選挙時において当該物品納入業務にあたった経験があり、早期確実に対応可能と判断したため。

9 所管課

選挙管理委員会事務局選挙課